暮らしに役立つ情報がいっぱいのコーナーです。

お知らせ

12月4日～10日は『人権週間』です



困り事や心配事、いじめ問題、悩み事など、お気軽にご相談ください。
相談は**無料**で、秘密は固く守られます。

みんなの人権 110 番	☎0570-003-110	子どもの人権 110 番	☎0120-007-110
外国語人権相談ダイヤル	☎0570-090-911		
千葉地方法務局匝瑳支局	☎0479-72-0334（匝瑳市八日市場ハ 678-3）		

わたしたちが町の相談員です

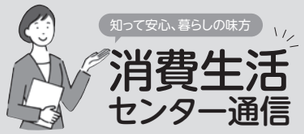
町では毎月 1 回、生活や人権に関する苦情・相談をお受けする「住民相談」を行っています。

■**行政相談委員**　萩原 勉（五反田）、宇井 礼子（島）
■**人権擁護委員**　成清 稔（高津原）、及川 恵子（坂）、寺田 敏明（東谷）、青澤 晴美（西谷）、戸村 英機（西古内）【敬称略】

お問合せ●住民課住民係　☎ 76-5401

お知らせ

ハウスクリーニングのトラブルにご注意



Q **■事例**　電話で換気扇のクリーニング（5 千円）の勧誘があり、依頼した。翌日、換気扇を掃除してもらった際、換気扇フードを風呂場で洗わせてほしいと言われたので業者を風呂場に案内したら、カビ臭いと言われ、風呂場と洗面所、トイレのクリーニングも勧められ、相場が分からないまま契約をしてしまった。2 日間の作業だったが、内容もよく分からず約 60 万円と高額なので、換気扇以外の契約を解約したい。（60 代）

ひとこと助言

●契約内容や料金に関して十分な検討ができないまま契約してしまった結果、トラブルにつながってしまっているケースが少なくありません。
●事業者によってサービス内容や料金は異なるため、必ず複数社から見積もりを取り、事業者の選定は慎重に行いましょう。
●料金や説明に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう。
●作業当日に追加の契約を勧誘されても、その場で決めないようにしましょう。作業時はなるべく家族などに同席してもらいましょう。
●一定の要件に該当する場合には、クーリング・オフなどが適用できる場合があります。困ったときは早めにお住まいの自治体の消費生活センター（☎ 0478-50-1300）などにご相談ください（消費者ホットライン 188）。

お知らせ

12月10日～19日 冬の交通安全運動が実施されます！

～飲酒運転は絶対しない、させない、許さない～



1．飲酒運転の根絶
年末は、飲酒の機会が増える時期であり、いまだに飲酒運転が後を絶ちません。
「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会を実現しましょう。

2．夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
年末は、日没が早まり、特に午後 5 時台の重大事故が増加します。
- 運転者は、早めのライト点灯を心掛け、「ゼブラ・ストップ」を徹底しましょう。
  ㋐: 前方をよく見て、㋑: 横断歩道手前ではブレーキ、㋒: 横断歩道でも 3 ライト※
- 令和 8 年 9 月 1 日から、生活道路における法定速度は、時速 30 キロです。
- 歩行者は、反射材の着用を心掛け、歩きスマホはやめましょう。

3．自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
自転車や電動キックボードなどを運転するときは、ヘルメットを着用して安全に利用しましょう。
※ 3 ライト：早めのライト点灯と小まめな切り替え、反射材活用、右からの横断者にも注意

お知らせ

ストップ林野火災

令和 8 年 1 月に新たに運用を開始してから、多古町で林野火災警報が 10 日、林野火災注意報が 40 日発令されています（10 月 1 日時点）。乾燥している時期は、火の取り扱いにくれぐれもご注意ください。

【気象状況が林野火災の予防上注意を要するとき】
林野火災注意報の発令　→　火の使用の制限に従うよう努めなければならない
【気象状況が林野火災の発生する危険性が高いとき】
林野火災警報の発令　→　火の使用の制限に従わなければならない
※ 30 万円以下の罰金または拘留の罰則あり（消防法第 44 条）
発令時の火の使用制限（屋外）
①山林、原野などにおいて火入れをしないこと　②煙火（花火）を消費しないこと
③火遊び又はたき火をしないこと　④可燃物の付近で喫煙しないこと
⑤山林、原野などの場所で喫煙しないこと　⑥残り火（たばこの吸い殻を含む）を始末すること



火の用心

詳しくは
香取消防本部
ホームページを
ご覧ください

お問合せ●香取広域市町村圏事務組合 消防本部予防課　☎ 0478-52-1192

お知らせ

「成人の日記念式典」

日時●令和 9 年 1 月 9 日（土）
午前 11 時～
場所●町コミュニティプラザ文化ホール
お問合せ●生涯学習課社会教育係
（町コミュニティプラザ内）
☎ 76-7811



お知らせ

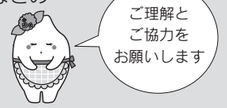
1月から町の窓口受付時間が変更します

千葉県をはじめ、多くの自治体では中長期的な利用者サービス向上や職員の勤務環境の改善などのため、窓口受付時間が変更されています。多古町でも同様に窓口受付時間を変更することとなりました。

詳しくは
こちら

変更日　令和 9 年 1 月 4 日（月）
変更後の窓口受付時間　午前 9 時～午後 4 時 30 分

- 休日の日直対応や月 1 回の日曜開庁の時間も同様に変更となります。
- 町コミュニティプラザ、多古こども園、図書館などの施設自体の利用時間は変更ありません。
- 職員の勤務時間に変更はありません。



お問合せ●総務課庶務係　☎ 76-2611

お知らせ

令和8年12月末で千葉県収入証紙は販売終了します

廃止スケジュール　※国の収入印紙とは異なりますのでご注意ください。

証紙の**販売**終了	証紙の**利用**終了	未利用証紙の**還付**終了
令和8年12月末日	令和9年12月末日	令和13年12月末日

手数料など納付方法が変わります。
詳しくは県ホームページなどで確認ください。



詳しくはこちら

お問合せ●【収入証紙】千葉県出納局総務班
☎043-223-3308
【キャッシュレス決済】千葉県出納局出納班
☎043-223-3314

お知らせ

第28回 歳末連合大売出し

12 月 1 日（火）から 31 日（木）の間、地元加盟店をご利用いただくと、1,000 円ごとに抽選券を 1 枚差し上げます。

当選発表●令和 9 年 1 月 9 日（土）加盟店店頭
- 商工会ホームページ、新聞折込で発表

景品交換●令和 9 年 1 月 12 日（火）～ 29 日（金）

1 等	現金 **100,000** 円	**5** 本
2 等	50,000 円	12 本
3 等	10,000 円	50 本
4 等	5,000 円	280 本

1等 現金 10万円!

商工会ホーム
ページはこちら

お問合せ●多古町商工会　☎ 76-2206

お知らせ

プレミアム商品券の使用期限が近づいています！

多古町商工会から、予約受付で販売された「第15 弾多古町プレミアム商品券」の使用期限は **12 月 31 日（木）まで**です。
●使用期限が過ぎた商品券は使用できません。
●現金との引き換えはできません。
未使用の商品券は必ず期限内に使用していただきますようお願いします。

お問合せ●多古町商工会　☎ 76-2206

無料相談いろいろ

●特設住民相談（弁護士相談）
12月4日（金）
午前9時30分～午後2時
役場2階 第4会議室
問 住民課住民係
☎76-5401　※要予約

●若者の就労相談
12月11日（金）
午前10時～午後5時
役場3階 第7会議室
対象 15歳以上50歳未満の自立（就労）に悩みを抱えている若者またはその保護者
問 ちば北総地域若者サポートステーション
☎0476-24-7880　※要予約

●司法書士相談
12月12日（土）
午後1時～5時
旭市海上公民館
内容 相続・登記・法律の相談
予約 12月10日（木）まで
問 司法書士櫻井事務所
☎0479-22-0186

●障害のある方の就労相談
12月17日（木）
午後1時～4時
町保健福祉センター内 健康相談室
問 保健福祉課福祉係
☎76-3185　※要予約

●行政書士相談
12月20日（日）
午後1時30分～4時
八日市場公民館
内容 相続手続き・遺言書など
問 あらい行政書士事務所
☎0479-74-8518　※要予約

●家庭教育相談
（火～日曜日）
午前9時～午後4時
町コミュニティプラザ
電話予約をお願いします。
問 生涯学習課社会教育係
☎76-7811

●心配ごと相談
（毎週水曜日）
午後1時30分～3時30分
多古町社会福祉協議会
問 多古町社会福祉協議会
☎76-5940

●健康相談
（月～金曜日）
午前9時30分～11時
町保健福祉センター内 健康相談室
問 保健福祉課健康づくり係
☎76-3185



相談日が祝日の場合はお問い合わせください。